合同教育研究会議(10月10日開催)議事概要

1 開催日時

平成30年10月10日(水)13:15~14:45

2 場所

本部棟3階 特別会議室

3 出席者

鈴木学長、石堂副学長、狩野副学長兼企画本部長、堀江副学長兼事務局長、 高橋教育支援本部長、似鳥学生支援本部長、村田研究・地域連携本部長、 伊東基盤教育部長、武田看護学部長、桐田社会福祉学部長、 猪股ソフトウェア情報学部長、吉野総合政策学部長、千葉盛岡短期大学部長、 松田宮古短期大学部長、浅沼委員(学外委員:名古屋大学名誉教授)

(事務局) 葛尾事務局次長兼総務室長、岡部教育支援室長、関屋高等教育室長、 坊良学生支援室長、佐藤研究・地域連携室長、菊池企画室長、 長﨑宮古事務局長、藤根主幹、和山主事

4 会議の概要

議事録確認

前回会議9月12日の議事録(議事概要)については、原案のとおり了承された。

審議事項

(1) 国際交流協定の締結について(オストバイエルン・レーゲンスブルク工科大学(ドイツ))(資料No.1)

高橋本部長から資料に基づき、オストバイエルン・レーゲンスブルク工科大学(ドイツ)と国際交流協定を締結することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

協議事項

(1) 大学の危機管理対応について(資料No.2)

武田看護学部長から、大学の危機管理対応に関し、休講に関する事前周知方法及び 学生による SNS への投稿について提起があった。

高橋本部長から、休講に関する事前周知方法に対し、メールによる早急な周知をするための整備を現在進めているところであるとの説明があった。

【学生による SNS への投稿に対する主な意見等】

- ・ SNS まで詳細に規定を設けるのは、大学のすることでない。教育上の問題が生じた場合は、単位取得に反映させるのがいいのではないか。
- ・ SNS にかかる学生の処分について、個々の担当教員の判断となると担当教員への責任が大きくなる。組織としてのオーソライズが必要なのではないか。
- ⇒ 処分について、広い概念の規定がある。規定の解釈により、学生を懲戒処分に することもできる。

- ・ ガイドラインのようなものがないと、学部において退学等の判断はできない。また学生だけではなく、教員による SNS への投稿の在り方についても顧みるべきではないか。
- ・ 鈴木学長から、指導や問題が生じた場合の対応は学部において検討するとともに、 学生支援本部においても学生を守る立場から、SNS の適切な利用について周知を徹底 するようにとの発言があった。

報告事項(口頭報告)

(1) 平成30年度就職内定状況(9月末時点)について(資料No.3)

似鳥本部長から資料に基づき、9月末時点の就職内定状況について説明があった。

(2) COC+事業「ふるさと発見!大交流会 in Iwate 2018」について(資料No.4)

似鳥本部長から資料に基づき、COC+事業「ふるさと発見!大交流会 in Iwate 2018」 を 12 月 15 日に開催することについて報告があったほか、各学部等に対し、学生への 周知及びブースの出展について依頼があった。

(3) 教育研究組織の見直し方針に係る課題解決への取組について(資料No.5)

狩野本部長から資料に基づき、平成28年度に策定した教育研究組織の見直し方針に係る課題解決への、8月現在の取組状況について報告があった。

(4) 大学評価委員会の委員の見直しについて(資料No.6)

狩野本部長から資料に基づき、大学評価委員会の委員を見直すことについて報告が あった。

(5) 平成30年度拡大水ボラの実施結果について(資料No.7)

狩野本部長から資料に基づき、拡大水ボラの実施結果について報告があった。

(6) 開学 20 周年記念植樹について (資料No.8)

葛尾事務局次長から資料に基づき、開学 20 周年記念植樹を実施することについて 説明があった。

(7) 第三期中期計画期間における収支ギャップへの対応状況について(資料No.9)

葛尾事務局次長から資料に基づき、第三期中期計画期間における収支ギャップを解消するための取組の8月現在の対応状況について報告があった。

(8) 学長の任期に関する規程について (資料No.10)

葛尾事務局次長から資料に基づき、学長の任期に関する規程の一部を改正することについて報告があった。

【主な意見等】

- ・ 再任回数の上限をなくしたことについて、学長選考会議において意見はあったか。
- ⇒ 意見はなかった。根拠の薄い6年の上限を撤廃し、理事長の任期とのバランス をとった。
- ・ 再任回数について法的な規定がないのは無制限が原則という意味ではなく、大学が主体的に制限を定められると解すべきである。公立大学の置かれた環境下で大学の自律性を保つために、本来は制限を定めることが望ましい。開学時に戻すという

説明だったが、再任回数について法的な根拠はないので、大学の判断として上限を 設けられる。開学時は選挙により学長を選考していたが、今は選挙がない。選挙が ない現状では、再任回数の上限が必要ではないか。

- 再任回数の上限がなくなるのであれば、教員の意見がもう少し反映される仕組みを整えていただきたい。
 - ⇒ 再任回数の上限はなくなるが、再任が前提となっている選考方法ではない。
- ・ 現行では教職員の参加がミニマムである。現行のルールでは、教育研究会議は学長候補者の推薦ができるが、それに加えて、学長候補者が出そろった段階での全教員による意向投票など、教員が参加できるといいのではないか。
- ⇒ 今回いただいた意見は、学長選考会議に伝えさせていただく。
- ・ 学長の任期について、理事長とバランスをとる意義はあるのか。また、学長の選 考を開始してから規程の改正を開始したように見受けられる。
 - ⇒ 学長の選考と規程の改正は並行して進めた。

報告事項(資料報告)

- (1) 国際交流協定の更新について(ハンガリー国オーブダ大学)(資料No.11)
- (2) 平成30年度春季海外研修(スペインコース)の実施について(資料No.12)
- (3) メディアセンター (図書館)の夜間無人開館の試行について (資料No.13)
- (4) 岩手県立大学大学祭「鷲風祭」の開催について(資料No.14)
- (5) イノベーション・ジャパン 2018(大学見本市&ビジネスマッチング)出展結果について(資料№15)
- (6) 平成30年度公開講座 地区講座・滝沢市睦大学連携講座の実施結果について(資料No. 16)
- (7) 2018 年度岩手県立大学 公共政策フォーラム「自治体職員が当事者として訴訟に臨む心構え」実施結果報告(資料No.17)

その他

村田本部長から、各学部等における科研費獲得の実績を整理したため、個別に確認いただければ公開するとの説明があった。